- 1. 件名:「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料 物質使用変更許可申請に係る面談」
- 2. 日時:令和2年4月28日(火)10:00~11:20
- 3. 場所:原子力規制庁10階南会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門 菅原企画調査官、来住管理官補佐、本多安全審査官、石井係長 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 燃料材料開発部 次長 他 4 名

5. 要旨

- (1)国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)(以下「原子力機構」という。)から、核燃料物質使用変更許可申請について資料に基づき説明があった。
 - 1F 燃料デブリ試料を含めて臨界管理は既許可の質量管理を基本とし、FMF のクリーンセル、除染セル、第 2 除染セルにおける核燃料物質の管理については形状管理も併用して行う。質量管理では、最小臨界質量に安全係数を掛けた値を最大取扱量としており、形状管理では円柱状の容器の使用で管理する。
 - 既許可において安全上重要な施設はないと評価しているが、1F 燃料デブリ試料を取り扱うに当たり、再評価した。分析、試験等のために 1F 燃料デブリ試料を切断した際に発生する切断粉が建家外へ放出された場合の周辺監視区域境界の公衆に対する実効線量を評価している。この際、地震により施設の動的及び静的閉じ込め機能が喪失し、発生した切断粉が建家外へ放出される状況を想定している。その結果、安全上重要な施設には該当しないと結論づけた。
 - 1F 燃料デブリ試料の取扱いにおける、溶解、分離、焼き付けについては、既許可における核燃料物質の取扱いと同様の内容であり、1F 燃料デブリ試料を取り扱うための特別なものではない。
- (2)原子力規制庁から、以下の点について伝えた。
 - 申請内容については、本日説明のあった内容を踏まえ、引き続き確認のうえ、必要に応じて説明を求める。
 - 規制基準への適合性を確認するため、本申請における規制基準の適合性について別途整理してもらうことを予定している。
- (3)原子力機構から、承知した旨発言があった。

6. 配布資料

○ 日本原子力研究開発機構大洗研究所(使用施設)の核燃料物質使用変更許可

申請等について 燃料材料試験施設における1F 燃料デブリの分析等